

岩手県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
板川	一関市巖美町（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
田尻	〃	〃	〃
山目町-1	一関市山目町（別紙図面のとおり。）	〃	〃
番台-1	一関市舞川（別紙図面のとおり。）	〃	〃
一ノ沢	一関市弥栄（別紙図面のとおり。）	〃	〃
運南田	一関市花泉町金沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃
管沢	一関市萩荘（別紙図面のとおり。）	〃	〃
釜ヶ淵	〃	〃	〃
小間木の沢	一関市弥栄（別紙図面のとおり。）	土石流	〃
大森の沢(3)	一関市花泉町永井（別紙図面のとおり。）	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。